

阪神水道企業団公報

令和 3 年 5 月17日(月) 第349号

毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

○ 阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○ 阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇規 則◇

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年5月11日

> 阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第3号

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則 阪神水道企業団職員安全衛生管理規則(平成3年規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後改正前

(統括安全衛生管理者)

第4条 省略

- 2 統括安全衛生管理者は、総務部長<u>(総</u> 務部に労務を担当する次長を置く場合に あっては、当該次長)をもって充てる。
- 3 省略
 - (1)から(5)まで 省略
- 4 省略

(安全管理者)

第7条 省略

2 安全管理者は、常時50人以上の職員が

(統括安全衛生管理者)

第4条 省略

- 2 統括安全衛生管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 省略

(1)から(5)まで 省略

4 省略

(安全管理者)

第7条 省略

2 安全管理者は、常時50人以上の職員が

勤務する事業所においては企業長が選任 し、技術部送水センターにおいては施設 係長を、水質試験所においては調査係長 をもって充てる。

勤務する事業所においては企業長が選任 し、技術部水質試験所においては調査係 長を、それ以外の事業所においては技術 係長又は施設係長をもって充てる。

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部 分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第4号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月6日

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務分掌)	(事務分掌)
第7条 部、課等においては、次の事務を	第7条 部、課等においては、次の事務を
分掌する。	分掌する。
総務部省略	総 務 部 省略
技 術 部	技術部
浄水計画課 省略	浄水計画課 省略
施設管理課	施設管理課
企 画 係	企 画 係
(1)及び(2) 省略	(1)及び(2) 省略
(3) 技術監理に係る企画及び <u>総合</u>	(3) 技術監理に係る企画及び調整
調整に関すること。	に関すること。
(4)から(6)まで 省略	(4)から(6)まで 省略
(7) 情報管理 (ICT活用業務を	
含む。)に関すること。	
(8) 課の工事(業務委託を含	(7) 課の工事(業務委託を含

む。)の施行手続及び精算に関すること。

(9) 課の予算整理、物品の購入及 び修繕に係る事務(契約係の所 管に属するものを除く。)並び に庶務に関すること。

電気設備係 省略 機械設備係 省略 工 務 課 省略 浄水管理事務所 省略 送水センター 省略 水質試験所 省略 む。) の施行手続及び精算に関すること。

(8) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務(契約係の所管に属するものを除く。)並びに庶務に関すること。

電気設備係 省略 機械設備係 省略 工 務 課 省略 浄水管理事務所 省略 送水センター 省略 水質試験所 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。